

指名停止措置について

- ◎指名停止業者 富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社
 代表取締役 旗生 泰一
 (法人番号 1011101015050)
- ◎指名停止期間 令和8年8月7日から令和8年9月6日
- ◎指名停止理由 令和8年4月1日に契約を締結した「令和8年度調達複写機（高速機）の保守等業務」等に係る契約の業務において、使用人による不正な行為が認められた。
 このことは会社としても不誠実な行為があったと判断され、契約相手方として不適当であると認められるため。